

札幌市交通局インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「札幌市交通局インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 誓約書

### ※ 注意事項 ※

仮申し込みで入力された内容と、落札され契約する前に行う本人確認（運転免許証などの提示）の内容が異なる場合は、契約の締結を行うことができませんので、入力された内容に誤りがないか再度ご確認をお願いします。なお、内容が異なる場合、契約の締結ができませんが、納付された入札保証金については返還いたしません。

以下を誓約いたします。

今般、札幌市交通局の公有財産売却に参加するにあたっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴局における入札、契約などにかかわる諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴局の指示に従い、貴局に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴局に対し一切異議、苦情などは申しません。

1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2 私は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者には該当しません。

- (1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 私は、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではありません。

4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

(4) 契約の履行をしないこと。

(5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴局に認められること。

(6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

(7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。

(8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5 私は、貴局の公有財産売却にかかわる「札幌市交通局インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴局の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴局に対し一切異議、苦情などは申しません。

6 私は、契約を締結し公有財産を引き取った場合において次に掲げる事項を遵守します。

(1) 引き取った公有財産については、使用することにより第三者に危害、損害などを与えないことおよび札幌市交通局の名誉を毀損する行為などを行わないこと。

(2) 不用となった場合については、関係法令を遵守し適正に処分すること。

(3) (1) または (2) を遵守しなかったことが判明した場合は、誠意をもって対応するとともに、札幌市交通局の指示に従い処理すること。

## 札幌市交通局インターネット公有財産売却 ガイドライン

### 「札幌市交通局インターネット公有財産売却 ガイドライン」の注意事項

札幌市交通局の実施する物品売却手続きにおいて、前文および「クレジットカードで入札保証金を納付する場合」の「公有財産売却の手続き」という文言は、「物品売却手続き」と読み替えるものとします。

また、誓約書および本ガイドラインの「インターネット公有財産売却システム」「公有財産売却ガイドライン」を除く「公有財産」という文言は、「物品」と読み替えるものとします。

### 第1 公有財産売却の参加条件など

#### 1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号または同条第2項各号の規定に該当すると認められる者

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) 日本語を完全に理解できない者

(4) 札幌市交通局が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

(5) 札幌市交通局の職員

(6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資

格などを有していない者

(7) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者

## 2. 公有財産売却の参加にあたっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり札幌市交通局が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 納付期限までに売払代金を正当な理由なく完納しない落札者は、施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間、札幌市交通局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や札幌市交通局において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認したうえで公有財産売却に参加してください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」に記載する公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

(7) 仮申し込みで入力された内容と、落札され契約する前に行う本人確認(運転免許証などの提示)の内容が異なる場合は、契約の締結を行うことはできません。なお、内容が異なる場合は、契約の締結ができませんが、納付された入札保証金については返還しません。

## 3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など札幌市交通局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 札幌市交通局は、売払代金を完納した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(4) 公有財産売却の財産の引渡しは、現況有姿のままとします。

## 4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などがされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを札幌市交通局に開示されること。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 札幌市交通局は収集した個人情報を施行令第 167 条の 4 に規定される一般競争入札の参加者の資格審査その他この公有財産売却に関する事務にのみ利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても契約締結はできず、所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。なお、内容が異なる場合は、納付された入札保証金は返還しません。

## 第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込み手続きと入札保証金の納付が必要です。札幌市交通局が入札参加手続きと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札を行うことができます。

### 1. 公有財産売却の参加申し込みについて

#### (1) 参加仮申し込み

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。（法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります）

その後、下記 2 (2) に示す方法により、入札保証金を納付してください。

#### (2) 参加本申し込み

札幌市交通局において入札保証金の納付を確認した後、公有財産売却システム上で入札参加の承認を行います。これをもって本申し込み完了とします。

#### (3) 代理人に入札に関する権限を委任する場合

売却システムに代理人のログイン ID でログインのうえ、代理人手続き機能を利用して、公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。「委任状」および入札者本人（委任者）の本人確認のための証明書類（運転免許証や住民票など公的機関発行の証明書のコピー、法人の場合は商業登記簿謄本）を、入札開始の 2 営業日前までに、札幌市交通局あてに提出することが必要です。「委任状」は、札幌市交通局のホームページより印刷してご使用ください。

## 2. 入札保証金の納付について

### (1) 入札保証金とは

施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、札幌市交通局が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、札幌市交通局が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 営業日前までに札幌市交通局が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

入札保証金は売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申請者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申請者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

### (3) 入札保証金の没収

次に掲げる場合は入札保証金を没収し、返還しません。

ア 落札者が契約締結期限までに札幌市交通局の定める契約を締結しない場合

イ 仮申し込みで入力された内容と、契約締結時における本人確認（運転免許証などの提示）の内容が異なる場合

## 第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録

は、一度しか行うことができません。

## 1. 公有財産売却への入札

### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

本ガイドライン「第 1 公有財産売却の参加条件など 1 公有財産売却の参加条件」に該当する者が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱います。

## 2. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、札幌市交通局は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

#### ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。また、札幌市交通局のホームページ上において、公有財産の物件名、入札の方式、契約の相手方（個人または法人の別）、予定価格、落札金額、落札率、入札経緯、入札の開札日を一定期間公開します。

#### イ. 札幌市交通局から落札者への連絡

落札者には、札幌市交通局から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・札幌市交通局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、札幌市交通局が落札者による売払代金の完納を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

### 3. 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

札幌市交通局は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には札幌市交通局より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、本人確認のための証明書類（運転免許証や住民票など公的機関発行のコピー、法人の場合は商業登記簿謄本）その他必要となる書類を添付して札幌市交通局に直接持参または送付してください。

#### (2) 売却決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

#### (3) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

#### (4) 売却の決定の取り消し

以下の場合に売却決定が取消されます。この場合、売却財産の所有権は落札者に移転しません。また、納入された入札保証金は返還しません。

ア. 落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかったとき。

イ. 落札者が契約締結にあたり、本人確認のための提出された証明書類の内容と、仮申し込みで入力された内容が異なっているとき。

ウ. 公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の者などの公有財産売却に参加できない者の場合

### 4. 売払代金の残金の納付

#### (1) 売払代金の納付金額。

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

#### (2) 売払代金の納付期限について

落札者は、売払代金の納付期限までに札幌市交通局が納付を確認できるよう売払代金を一括で納付してください。売払代金が完納された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された入札保証金を没収し、返還しません。

#### (3) 売払代金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の納付期限までに札幌市交通局が納付を確認できることが必要です。なお、クレジットカードによる売払代金の納付はできません。

ア. 札幌市交通局が用意する納付書による納付

札幌市交通局が発行する納付書を使用し、札幌市交通局が指定する金融機関で納付してください。また、札幌市交通局が納付期限までに売払代金の完納を確認できることが必要とな

り、領収印が明瞭に確認できる領収証書の写しを送付してください。

#### イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで売却代金を納付する場合は、必要書類を札幌市交通局に送付したあとに納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は落札者の負担となります。
- ・札幌市交通局よりログイン ID に登録されているメールアドレスに、振込先指定銀行口座などの納付方法を電子メールで送信します。
- ・札幌市交通局が納付を確認できるまで3日程度要することがあります。
- ・売払代金の納付期限までに札幌市交通局が売払代金の納付を確認できない場合は、売却の決定が取り消されることがあります。

#### 5. 入札保証金の返還

落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札期間終了後となります。

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

### 第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

#### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金が完納されたときに落札者に所有権が移転します。

#### 2. 権利移転の手続きについて

札幌市交通局が送付する契約書などの書類に必要事項を記入・押印などのうえで札幌市交通局に直接持参または送付してください。

#### 3. 引き渡しの手続きについて

札幌市交通局よりログイン ID に登録されているメールアドレスに、引き渡しに関する案内を電子メールで送信します。引き渡しの手続きについて次のいずれかの方法により、必要となる書類を契約締結期限までに提出してください。

- (1) 直接引き取る場合（原則といたします）

ア 公有財産の引き渡しは、売払代金完納時の現況有姿で行います。

イ 公有財産の引き渡しは、札幌市交通局の指定場所で行います。

ウ 落札者（契約を締結した者）は、売払代金完納時に公有財産の引き渡しを受けない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、契約書などを送付するときに同封いたします。

エ. 直接引き取りのために来庁するときには、来庁日時を事前に連絡のうえ、落札者の本人確認のため次の書面をお持ちください。

・「引換書兼売却品引渡領収書」に記名・押印したものを提出してください。「引換書兼売却品引渡領収書」は契約書などを送付するときに同封いたします。

・身分証明書（運転免許証やパスポートなど、ご本人の写真が添付されている公的機関発行の証明書）をお持ちください。落札者が法人の場合は、代表者の方の身分証明書をお持ちください。なお、その際には写しを取らせていただきます。

#### (2) 送付を希望される場合

ア. 公有財産の引渡しは、売払代金完納時の現況有姿で行います。

イ. 配送による引渡しを希望する場合は、「保管依頼書」および「送付依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」および「送付依頼書」は、契約書などを送付するときに同封いたします。また、札幌市交通局は配送などの手続きは行いません。配送に伴う手続き（配送業者に対する集荷の依頼や料金の着払いの設定など）は、落札者が行ってください。配送による引き渡しを希望する場合、輸送途中での事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害をうけても、札幌市交通局は一切責任を負いません。また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引き渡しができない場合があります。なお、配送業者に物件を引き渡した時点をもって、落札者が引き取ったものとみなします。

ウ. 落札者の本人確認のため、次の書面をあらかじめ送付してください。

・「引換書兼売却品引渡領収書」を送付してください。配送を配送業者に委託する場合も引換書は必要です。売却品引渡領収書は運送業者の受取状をもって代えます。「引換書兼売却品引渡領収書」は契約書などを送付するときに同封いたします。

・身分証明書（運転免許証やパスポートなど、ご本人の写真が添付されている公的機関発行の証明書）のコピーを送付してください。落札者が法人の場合は、代表者の方の身分証明書のコピーを送付してください。

#### 4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 落札された公有財産の保管費用が必要な場合について、売払代金完納後の保管費用は落札者の負担となります。

(2) 公有財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）を要する場合は、落札者の負担となります。

(3) 落札者が送付による公有財産の引き渡しを希望する場合は、送付にかかわる費用は落

札者の負担となります。

## 5. 注意事項

(1) 札幌市交通局は、公有財産について瑕疵担保責任を負いません。

(2) 一度引き渡された公有財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(3) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など札幌市交通局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、売払代金を完納した時点で所有者は落札者に移転します。

(4) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(5) 物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。

(6) 契約を適正に履行しないときは、契約書に基づき契約解除の措置を執る場合があります。

(7) 落札財産の活用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

(8) その他ガイドラインに定めのない事項については、札幌市交通局契約規定およびその他法令の規定によります。

## 第5 注意事項

### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

## 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

## 3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、札幌市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、札幌市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、札幌市交通局は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、札幌市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、札幌市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、札幌市交通局は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず札幌市交通局は責任を負いません。

#### 4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5. リンクの制限など

札幌市交通局が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、札幌市交通局物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

売却システム上において、札幌市交通局が公開している情報（文章、写真、図面など）について、札幌市交通局に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

#### 7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字 (JIS (工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 17 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます) であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 10. 札幌市交通局インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

札幌市交通局は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、札幌市交通局は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、札幌市交通局が掲載したものでない情報については、札幌市交通局インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

## インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

## クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人 (以下、「参加者など」という) は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するもの

とします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。